a monthly newspaper

Social Insurance & Lobor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

Spc jinjiken news

「合意のない妊娠による降格は無効」最高裁初 判断(10月24日)

妊娠を理由に降格とされたのは男女雇用機会均等法に違反するとして、女性が勤務先病院を訴えていた訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷は、妊娠や出産を理由にした降格は「本人自身の意思に基づく合意か、業務上の必要性について特段の事情がある場合以外は違法で無効」との初判断を示した。審理を高裁に差し戻したため、原告側が逆転勝訴する可能性が高くなった。

「配偶者控除」の見直しを検討へ(10月22日)

安倍首相は、女性の就労拡大に向け、配偶者 控除など税制上の措置や社会保険制度の見直 し案を検討するよう、経済財政諮問会議におい て関係官僚に指示した。政府は、先行して国家 公務員の配偶者手当の見直しを検討する考え。

連合がベア2%以上要求へ 17年ぶりの高水 準(10月18日)

連合は、来年の春闘で定期昇給(2%)を確保したうえで、全組合員の賃金を2%以上引き上げるベースアップの実施を要求する方針を決定した。ベア要求は2年連続で、1998年の2.9%以来、17年ぶりの高水準。



「女性活躍推進法案」を閣議決 定(10月17日) 政府は、女性を積極的に登用することを促す「女性活躍推進法案」を閣議決定し、臨時国会に提出された。従業員300人超の企業に、女性の採用や登用などに関する数値目標を含む行動計画の作成を義務付ける。2016年度から10年間の時限立法とする考え。

高所得会社員の医療保険料を引上げへ 厚労省 方針(10月17日)

厚生労働省は、高所得の会社員の医療保険料を引き上げる方針を明らかにした。標準報酬月額の上限(現在121万円)より上に新たに4段階設定する。約32万人が対象となり、最大で月1万円ほど保険料が上がる見通し。来年の通常国会での法改正を目指すとしている。

職務発明に対する報奨を企業に義務付けへ (10月17日)

政府は、特許法改正により、社員が仕事で行った職務発明の特許権を「会社のもの」とする 代わりに、社員に対する報酬や昇進などの報奨 に関する社内規定を設けることを企業に義務 付ける方針を固めた。早ければ現在開会中の臨 時国会に改正法案を提出する。

75歳以上の医療費負担軽減措置を廃止へ 厚労省方針(10月17日)

厚生労働省は、75歳以上が加入する「後期 高齢者医療制度」に関して、低所得者らを対象 にした医療保険料負担軽減の特例措置を段階 的に廃止する方針を示した。加入者の半数(約 865万人)の保険料が上がる見込み。同省では 2016年度からの実施を目指すとしている。

公務員や主婦も確定拠出年金に加入可能に 厚労省方針(10月15日)

厚生労働省が企業年金制度に関する改革案を示し、現在は勤め先に企業年金がない会社員を対象としている個人型確定拠出年金について、公務員や専業主婦も加入できるように制度を作り替える方針を明らかにした。転職時の年金資産の移管を円滑にする。来年の通常国会での法改正を目指し、早ければ2016年度にも施行される見込み。

育児休業給付金に上乗せ給付を支給した企業 に助成金支給へ(10月7日)

政府は、育児休業給付金に独自に給付額を上 乗せした企業を対象に、来年度から助成金を支 給する方針を固めた。育児休業中の収入補てん を厚遇することで男性の育休取得を促し、夫婦 ともに育休を取りやすくする狙い。

傷病・出産手当金の算定方法を変更へ 厚労省 方針(10月3日)

厚生労働省が、傷病手当金・出産手当金の算定方法を見直す方針を固めたことがわかった。 休業直前の報酬額を実際より高く申請して高額な手当を受給する不正を防止するため、計算の基礎となる標準報酬月額を申請前1年間の平均にする見通し。来年の通常国会で法律の改正を目指す。

社員の有給消化を企業に義務付けへ 厚労省 検討(10月3日)

厚生労働省は、従業員の有給休暇消化を企業に義務付ける検討に入った。未消化の社員が多い企業に対して罰則規定を設ける考え。来年の通常国会に提出する改正労働基準法案に盛り込み、2016年春の施行を目指すとしている。

60 歳前でも確定拠出年金の受給が可能に 厚労省案(10月1日)

厚生労働省は社会保障審議会企業年金部会において、現在は原則60歳まで引出しが認められていない確定拠出年金について、例外的に一時金として引出しを認める見直し案を公表した。一時金の金額は、本来受給できる積立額から一定割合減額される見込み。

民間企業の平均給与は約413万円(9月27日)

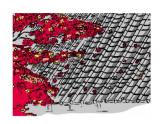
国税庁が平成25年の「民間給与実態統計調査」の結果を発表し、民間企業における平均給与が413万6,000円(前年比1.4%増)となり、3年ぶりに増加したことがわかった。正規雇用者が473万円(同1.2%増)となった一方、非正規雇用者は167万8,000円(同0.1%減)で、格差が広がった。

〔関連リンク〕

平成25年分民間給与実態統計調査結果について

http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/20 14/minkan/index.htm





新情報!● 被保険者資格の取得時の本人確認事務の変更

日本年金機構より、厚生年金保険の被保険者資格の取得の手続(協会けんぽにご加入の事業所においては健康保険の被保険者資格の取得についても同時に手続)について、平成 26 年 10 月より、本人確認事務を変更する旨が公表されています。

■■ 厚生年金保険等の被保険者資格の取得時の本人確認事務の変更 ■■

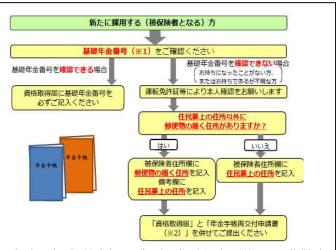
平成 26 年 10 月 1 日より、新たに採用した従業員について、その者の基礎年金番号を事業主が確認できない場合には、日本年金機構に提出する資格取得届に、その者の住民票上の住所の記入が必要とされました。

これは、マイナンバー制度の導入に向けた取り組みの一つで、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録することとするものです。

〔参考〕マイナンバー制度とは

マイナンバーは、住民票を有する全 ての方に1人1つの番号を付して、社 会保障、税、災害対策の分野で効率的 に情報を管理し、複数の機関に存在す る個人の情報が同一人の情報であるこ とを確認するために活用されるもので す。導入のスケジュールは次のとおり。

- ●平成 27 年 10 月から住民票を有する すべての方にマイナンバー (12 桁) が通知される。
- ●平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要となる。



(※1) 日本に住所を有する 20 歳以上の者であれば、原則として、基礎年金 番号を持っている (年金手帳などの交付を受けている)。

なお、20 歳未満の者や外国人で、基礎年金番号を持ったことがない者 (まだ年金手帳などの交付を受けていない者)については、必ず本人確認 をした上で、資格取得届のみを提出する(基礎年金番号を持っている者に ついては基礎年金番号を記入する)。

(※2) 基礎年金番号を持ったことがない者については「年金手帳再交付申請書」の提出は不要。

〈補足〉基礎年金番号を事業主が確認できない場合は、資格取得届に記入された住民票上の住所をもとに、日本年金機構で住民基本台帳ネットワークシステムへの本人照会・確認が行われます。

なお、日本年金機構でも本人確認ができなかった場合には、資格取得届等が一旦返付されます (この場合、協会けんぽの健康保険被保険者証の交付も行われないことになります)。

☆ 事業主様が、採用した従業員の本人確認をする場合、その方が運転免許証を持っていない場合には、住民基本台帳カード(写真付きのもの)、旅券(有効期限内のパスポート)、在留カード、 国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)等で本人確認をすることになります。

トピックス● 平成 26 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 26 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 16 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。

都道府県名	最低賃金時間額	()内は平成25年度	都道府県名	最低賃金時間額	()内は平成25年度
北海道	748 円	(734円)	滋 賀	746 円	(730円)
青 森	679 円	(665円)	京 都	789 円	(773 円)
岩 手	678 円	(665円)	大 阪	838 円	(819円)
宮城	710 円	(696円)	兵 庫	776 円	(761円)
秋 田	679 円	(665円)	奈 良	724 円	(710円)
山形	680 円	(665円)	和歌山	715 円	(701円)
福島	689 円	(675円)	鳥取	677 円	(664円)
茨 城	729 円	(713円)	島根	679 円	(664円)
栃木	733 円	(718円)	岡山	719 円	(703円)
群馬	721 円	(707円)	広島	750 円	(733円)
埼 玉	802 円	(785円)	山口	715 円	(701円)
千 葉	798 円	(777円)	徳島	679 円	(666円)
東京	888 円	(869円)	香川	702 円	(686円)
神奈川	887 円	(868円)	愛媛	680 円	(666円)
新 潟	715 円	(701円)	高知	677 円	(664円)
富山	728 円	(712円)	福岡	727 円	(712円)
石川	718 円	(704円)	佐賀	678 円	(664円)
福井	716 円	(701円)	長崎	677 円	(664円)
山梨	721 円	(706円)	熊本	677 円	(664円)
長 野	728 円	(713 円)	大 分	677 円	(664円)
岐 阜	738 円	(724円)	宮崎	677 円	(664円)
静岡	765 円	(749円)	鹿児島	678 円	(665円)
愛知	800円	(780円)	沖縄	677 円	(664円)
三重	753 円	(737円)			
全国加重平均額				780 円	(764 円)

■■ 最低賃金の計算方法を確認しておきましょう ■■

●時給制の場合----

「時間給≧最低賃金額」ならOK

●日給制の場合----

「{日給÷1日の所定労働時間} ≧最低賃金額」ならOK

●月給制の場合---

「{(月給×12) ÷年間総所定労働時間} ≧最低賃金額」ならOK